

# Weekly Report

第636日号  
令和4年1月31日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 令和3年分贈与税の申告は2月1日から開始

令和3年分の贈与税の申告が2月1日から始まります(3月15日まで)。

### ◆贈与税の申告が必要となるケースは

令和3年中に個人から現金や不動産、有価証券などの財産の贈与を受けた方で、以下のようなケースに該当する場合は贈与税の申告が必要です(法人からの贈与は所得税)。ただし、扶養義務者相互間で教育費や生活費に充てるために通常必要と認められる範囲内の財産の贈与などは、贈与税の対象外です。

**◎合計110万円超の贈与を受けた場合(暦年課税)……**贈与者の人数に関わらず1年間に贈与を受けた財産の合計額が基礎控除額(110万円)を超える場合は、申告が必要です。なお、20歳以上の方が直系尊属(父母や祖父母など)から贈与を受けた場合の贈与税額には「特例税率」が適用されます。

**◎相続時精算課税を適用する場合……**特定の贈与者(60歳以上の父母・祖父母など)からの贈与

者で、暦年課税に代えて相続時精算課税を適用する場合は、申告が必要です。なお、贈与者ごとに選択できますが、選択した贈与者が亡くなるまで継続して適用され、暦年課税に変更することはできません。

**◎住宅取得等資金の非課税措置を適用する場合……**直系尊属からの住宅取得資金の贈与について一定限度額まで贈与税が非課税となる措置を適用する場合は、申告が必要です。

**◎配偶者控除の特例を適用する場合……**婚姻期間が20年以上である配偶者からの居住用不動産又は居住用不動産の購入資金の贈与について、最高2千万円まで控除できる特例を適用する場合は、申告が必要です(同じ配偶者からの贈与について適用は一度)。

## 事業復活支援金における給付金等の取扱い

新型コロナの影響により令和3年11月～4年3月のいずれかの月(対象月)の売上が、平成30年11月～令和3年3月の任意の同じ月(基準月)と比べて30%以上減少した授業者が対象となる「事業復活支援金」の申請受付が始まりました。

本支援金の判定や給付額の計算の際、各月の事業収入に新型コロナに関連する給付金等(持続化給付金や家賃支援給付金、協力金等)が含まれる場合、その額は除きます。

ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じて協力金等(協会要請推進枠交付金)が充てられるものを受給する場合に限り、相当額を対象月の月間事業収入に加える必要があります。

## ★★★2月のチェックポイント★★★

※贈与税の申告と納付は2月1日～3月15日。

※所得税確定申告と納付は2月16日～3月15日。早めの準備が正しい申告と節税の基本です。

※新型コロナの感染が再び拡大していますので、マスク着用など予防策の徹底や、事業継続に向けた取組を強化します。

※2月1日～3月18日は「サイバーセキュリティ月間」。特に、テレワークを実施中の企業は、情報の流出などのリスクが高いため、適切な情報管理と従業員教育の徹底を行います。